特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
53	特別障がい給付金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、特別障がい給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和8年10月6日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障がい給付金に関する事務
②事務の概要	特別障がい給付金は、国民年金が任意加入とされていた時期に学生やサラリーマンの配偶者であった者で、その期間中に障がいを負い、現行の障がい年金（障がい基礎年金等）制度上の支給を受けられなかった者に、一定の条件を満たすことにより給付金を支給する制度である。 藤沢市では、特定障がい者に対する特別障がい給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①特別障がい給付金請求書の受理に関する事務。 ②特別障がい給付金受給者の氏名・住所等の変更、その他受給者に関する届出等の受理に関する事務。 ③日本年金機構への受理した届書等の送付（進達）事務。 ④日本年金機構から提供される情報に基づく受給者情報の確認・登録事務。 ⑤特別障がい給付金の相談に関する事務。
③システムの名称	国民年金システム 宛名管理システム 社会保険オンラインシステム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　項番116 番号法　別表の主務省令で定める事務を定める命令第59条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　保険年金課　総務・財務担当
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　市民自治部　市民相談情報課　情報公開センター 0466-50-3567

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　保険年金課　総務・財務担当 0466-25-1111（内線3219）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を利用した年金記録の確認や受付を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している他、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や廃棄は必ず複数の職員でリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスは、静脈認証とパスワードの登録をした職員に限定しており、アクセス権限のある職員は名簿で管理しているため、不正に使用されるリスクへの対策は出来ていると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は，システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため，新規に評価書を作成しています。このため，令和2年12月末までは,現行評価書による運用となります。	（空白）	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部　保険年金課　国民年金担当	福祉部　保険年金課　総務・財務担当	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉健康部　保険年金課　国民年金担当 0466-50-3521	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所　福祉部　保険年金課　総務・財務担当 0466-25-1111（内線3219）	事後	
令和6年12月11日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 宛名管理システム	国民年金システム 宛名管理システム 社会保険オンラインシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月11日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項　別表第一83の項 番号法第9条第1項　別表第一の主務省令で定める命令第59条	番号法第9条第1項　別表　項番106 番号法第9条第1項　別表の主務省令で定める命令第59条	事後	番号利用法の改正に伴う変更
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 8．人を介在させる作業	新規	十分である	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 8．人を介在させる作業 判断の根拠	新規	特定個人情報を利用した年金記録の確認や受付を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している他、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や廃棄は必ず複数の職員でリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	新規	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 11．当該対策は十分か【再掲】	新規	十分である	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 11．当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	新規	システムへのアクセスは、静脈認証とパスワードの登録をした職員に限定しており、アクセス権限のある職員は名簿で管理しているため、不正に使用されるリスクへの対策は出来ていると考えられる。	事後	様式変更に伴う変更
令和6年12月11日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日	令和6年11月1日	事後	再集計に伴う更新
令和6年12月11日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日	令和6年11月1日	事後	再集計に伴う更新
令和8年10月6日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	国民年金ファイル	国民年金情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月6日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　項番106 番号法第9条第1項　別表の主務省令で定める命令第59条	番号法第9条第1項　別表　項番116 番号法　別表の主務省令で定める事務を定める命令第59条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない